

総合事業への移行に関する留意点

総合事業における事業所指定について①

総合事業に係る事業所指定は大曲仙北広域市町村圏組合が行う。H27. 4～H30. 3の間は、事業所指定は3種類存在。

- 総合事業における事業所の指定権者は「大曲仙北広域市町村圏組合」。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は「大曲仙北広域市町村圏組合」に対して行う。
- H27. 4～H30. 3までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が並存することになるので、事業所の指定も3種類が存在する。そのため、例えば指定内容が変更になった際の変更届については、介護保険給付と介護予防給付に係る変更届は秋田県、総合事業に係る変更届は大曲仙北広域市町村圏組合に届け出ることになる。→ 総合事業に係る各種届出の様式等は別途示す。

| 提供するサービス | | 必要な事業所指定 | 指定権者(指定申請等提出先) |
|----------|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 介護給付 | 訪問介護 | 指定訪問介護事業所の指定 | 秋田県 |
| | 通所介護 (地域密着型通所介護) | 指定通所介護事業所の指定 (指定地域密着型通所介護事業所の指定) | 秋田県 (大曲仙北広域市町村圏組合) |
| 予防給付 | 介護予防訪問(通所)介護 | 指定介護予防訪問(通所)介護の指定 | 秋田県 |
| 総合事業 | 現行の介護予防訪問(通所)介護相当サービス | 総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定 | 大曲仙北広域市町村圏組合 |

- ◆総合事業の対象者は「認定有効期間の開始年月日が平成H29. 4以降の要支援者、H29. 4以降に基本チェックリストにより事業対象者と判定された方」。H29年度中は、予防給付と総合事業の対象者が混在。
- ◆例えば、大曲仙北広域市町村圏組合がH28. 4に総合事業へ移行することをもって、介護予防訪問(通所)介護の指定更新をしなかった場合には、当該事業所は大曲仙北広域市町村圏組合の被保険者に限らず、一切の介護予防訪問(通所)介護を提供できなくなることに留意。
- ◆圏域内に住民票のある住所地特例者に対しては総合事業が提供され、介護予防訪問(通所)介護はH29. 4以降提供されない。

総合事業における事業所指定について②

総合事業に係る事業所指定は大曲仙北広域市町村圏組合が行う。H27. 4～H30. 3の間は、事業所指定は3種類存在。

○総合事業の指定権者は大曲仙北広域市町村圏組合であるから、**総合事業に係る事業所指定は大曲仙北広域市町村圏組合の被保険者及び圏域内に住民票のある住所地特例者のみに適用**される。(地域密着型サービスにおける指定と類似の考え方)

大曲仙北市町村圏組合以外の事業対象者に総合事業のサービスを提供する場合、大曲仙北広域市町村圏組合への届出だけでは足りない。

- 圏域内に所在する事業所が、圏域外の事業対象者(圏域内に居住する住所地特例者を除く)に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの圏域外市町村から事業所指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請も同様に大曲仙北広域市町村圏組合のほかそれぞれの圏域外市町村に届け出る必要がある。
- 総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなって、それぞれの指定に対して変更届指定更新申請を届け出ることが必要となる。

| サービス利用者の保険者 | 必要な事業所指定 |
|--------------|--|
| 大曲仙北広域市町村圏組合 | 大曲仙北広域市町村圏組合による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定 |
| A市 | A市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定 |
| B町 | B町による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定 |
| C村 | C村による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定 |

※上図の例では、大曲仙北広域市町村圏組合のほか3市町の利用者にサービスを提供しているので、同じサービス内容であっても、4つの事業所指定が必要。

定款等変更について

総合事業開始に伴い、各事業者の定款および運営規程等の変更が必要となります。

1. 介護保険法改正によるサービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
- ・介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業

※第1号訪問事業または第1号通所事業には、現行相当サービスおよび緩和した基準によるサービス(訪問型サービスAまたは通所型サービスA)の実施の場合も含まれる。

2. 介護予防訪問・通所介護と総合事業の両方を定款等に記載する場合の記載例

介護予防訪問介護または介護予防通所介護と総合事業(第1号訪問事業または第1号通所事業)を併せて実施する場合、双方のサービスの新規指定を受けるためには、定款に2種類の記載が必要となります。

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業」

3. 留意事項

- (1) 総合事業移行年度である平成29年度は、介護予防訪問・通所介護と総合事業が並存するため、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の定款等の記載を削除しないようご留意願います。
- (2) 平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防訪問介護または介護予防通所介護事業者は、そのまま総合事業のみなし指定となるため、あらためて総合事業の指定申請書類として定款等を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間(平成30年3月31日まで)以降は、指定の更新を受けなければならない、それまでに定款等への上記の記載をしておく必要があります。
- (3) 平成27年4月以降、介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の新規指定を受けている場合には、「みなし指定」の対象とはならないため、総合事業を実施する場合に総合事業についての新規指定が必要です。
- (4) 医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要です。

利用者との契約について

総合事業のサービスの提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。

- 現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項のため、総合事業には適用されない。
- よって、運営規程や契約書、重要事項説明書を変更する必要があるが、介護給付(予防給付)と総合事業を別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えない。
- 一体的に作成する場合は、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載とすること。
- 1回あたりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変更が生じることに留意すること。
- 事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いする。

(総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例)

- ◆利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていれば良いので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約書の読み替え規定を盛り込む方法。
- ◆文面案を参考として次ページに例示するが、契約書文面との整合性が必要であって文面案をそのまま用いることができない場合があること、利用者に対する読み替え規定の説明を省略させるものではないこと等に留意されたい。

利用者との契約について(参考:読み替え規定の例示)

介護予防訪問介護 → 総合事業において実施される現行の介護予防訪問介護相当のサービス

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である大曲仙北広域市町村圏組合が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス(次項において「介護予防訪問介護相当サービス」という。)」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防訪問介護相当サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を大曲仙北広域市町村圏組合から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

介護予防通所介護 → 総合事業において実施される現行の介護予防通所介護相当のサービス

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である大曲仙北広域市町村圏組合が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス(次項において「介護予防通所介護相当サービス」という。)」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防通所介護相当サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を大曲仙北広域市町村圏組合から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

- 契約書文面との整合性が必要であって文面案をそのまま用いることができないことがある。
- 利用者に対する読み替え規定の説明を省略させるものではない。
- これは文面案の例示であって、この文面案により生じた損害等を大曲仙北広域市町村圏組合が負担するものではない。

指定申請について

みなし指定外の事業所が現行の介護予防訪問(通所)介護相当サービスの指定申請をする場合

○介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定申請については、大曲仙北広域市町村圏組合に対して行うことになります。

○申請書様式、添付必要書類は、県の介護予防サービス事業所指定と広域の地域密着型サービス事業所指定の申請書、関係書類を基本として広域で定めます。様式、添付必要書類は次回説明会(1月下旬から2月初旬にかけて開催予定)でお示しします。

(参考)

秋田県HPより、指定申請に係る添付書類一覧

1. 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
2. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
3. 事業所の管理者の経歴
4. サービス提供責任者の経歴
5. 事業所の平面図
6. 運営規程
7. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
8. 当該申請に係る資産の状況
9. 当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行うときの名称・所在地
10. 法第70条第2項各号(又は法第115条の2第2項各号)に該当しないことを誓約する書面
11. 役員の氏名等

※指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)の確認のための書類

みなし指定の事業所が現行の介護予防訪問(通所)介護相当サービスの指定申請をする場合

○みなし指定の有効期間が切れる、H30. 3. 31までに、大曲仙北広域市町村圏組合に申請をすることになります。

○申請の時期、申請書様式、添付必要書類は、後日お示しします。

事業所が総合事業開始までに準備しておくこと

■介護予防給付（訪問介護・通所介護事業所）

【みなし指定・みなし指定外 共通】

1. 利用契約書、重要事項説明書、料金表、個人情報の取扱いに関する同意書等

- ・サービス利用者（要支援者）との間で締結・交付する文書で、対象サービス名を総合事業のサービス名に変更・追加。契約の締結を再度行う方法や、変更契約書に変更内容を記載する方法など。

2. 定款

- ・法人等の定款に総合事業の記載がない（読み取れない）場合には総合事業に係る記載が必要。定款の変更について、所轄庁の許認可が必要な場合には、所轄庁に相談。

3. 運営規程

- ・総合事業の運営規程を新たに作成。

4. 事業者報酬請求ソフトの確認

- ・使用中の事業者報酬請求ソフトが、総合事業に適合しているか確認し、適合していない場合は、対応方法を各システム開発業者に確認。

5. 総合事業のサービスコードの取り込み

- ・広域のホームページに「総合事業サービスコード単位数表マスタ」をアップしますので、事業者報酬請求ソフトに取り込み。
* アップ時期については次回の説明会でお知らせします。

6. 利用者の資格確認

- ・事業所のサービスを現に利用している方（要支援者）が、いつから「総合事業」へ移行するか被保険者証の内容を確認。

【みなし指定外】

1. 指定申請

- ・指定申請書、添付必要書類の作成。申請。